

国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

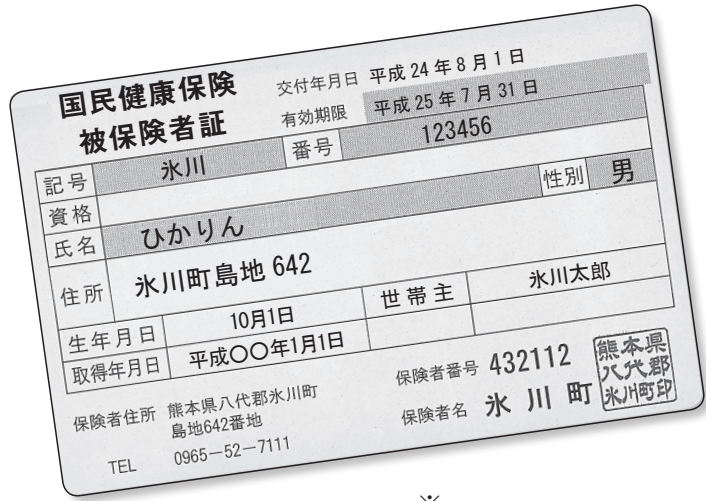
7月31日をもって、国民健康保険被保険者証の有効期限が切れますので、被保険者証の交付（更新）を下記の日程で実施いたします。

お忙しい時期ではありますが、更新されますようお願いします。

指定日に更新できない場合は、

【竜北地区】氷川町役場健康福祉課国民健康保険係

【宮原地区】宮原振興局総務振興課総合窓口係で交付します。



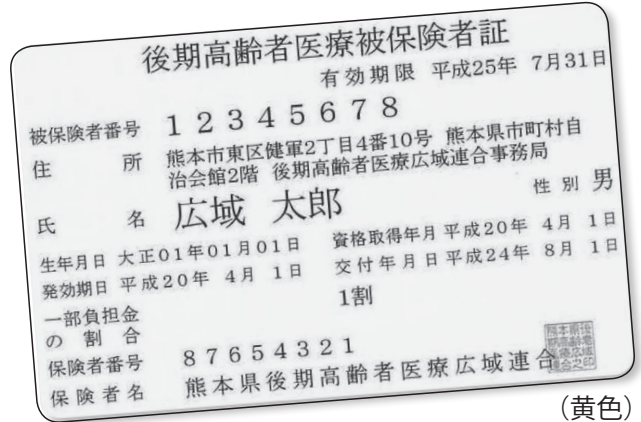
※現在「国保限度額認定・標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、8月以降も引き続き使用される場合は、新たに申請の手続きを行われますようお願いいたします。後期高齢者医療のように自動的には更新されませんので、ご注意ください。

現在お持ちの保険証（水色）の有効期限は、7月31日までとなっています。

新しい保険証（黄色）は7月中に簡易書留で郵送いたしますので、8月1日からは新しい保険証（黄色）をお使いください。

新しい保険証（黄色）に記載してある一部負担金の割合は、平成24年度の市町村民税の課税所得を基に判定しています。

なお、現在お持ちの保険証



（黄色）

【一部負担金の割合】

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある方がいる世帯の被保険者	⇒	一部負担金の割合は（病院などでの窓口負担） 3 割
上記条件に該当しない世帯の被保険者	⇒	一部負担金の割合は（病院などでの窓口負担） 1 割

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新および新規申請のお知らせ

更新について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）の有効期限は、7月31日までとなっています。新しい認定証（黄色）は7月中に保険証と一緒に郵送しますので、8月1日からご使用ください。

新規の申請について

低所得者Ⅰ・Ⅱの方で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、入院や外来で受診されて高額な費用がかかる際に、この認定証が必要となりますので、健康福祉課に申請してください。

なお、現役並み所得者、一般所得者の方は該当しませんので、申請の必要はありません。※どの区分に該当するかは、お問い合わせください。

【申請に必要なもの】
・後期高齢者医療被保険者証
・印かん

	入院時の自己負担限度額（月額）	外来時の自己負担限度額（月額）	入院時の食事代（1食当たり）
現役並み所得者（※①）	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ 4回目から44,400円	44,400円	260円
一般所得者（※②）	44,400円	12,000円	260円
低所得者Ⅱ（※③）	24,600円	8,000円	過去12か月で90日までの入院 210円 過去12か月で91日目からの入院 160円（※⑤）
低所得者Ⅰ（※④）	15,000円	8,000円	100円

- ① 現役並み所得者とは、同一世帯の被保険者に課税所得が145万円以上の方がいる場合。
- ② 一般所得者とは、現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方。
- ③ 低所得者Ⅱとは、被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税の方。
- ④ 低所得者Ⅰとは、被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円となる方。（年金収入のみの場合は、80万円以下の方）
- ⑤ 入院期間が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

